

三重中小企業経営者協会セミナー

『育児・介護休業法』と『雇用保険法』の一部改正に対応するために、当会会員社会保険労務士が詳しく説明します！！

少子高齢化に際しての労働力確保の関係を行うために、「育児・介護休業法」と「雇用保険法」の一部改正が行われ、いよいよ平成29年1月1日からこの改正法が施行されます。

この改正に関し、従来との変更内容や今後の対応について解説します。

- 日 時 平成28年12月1日（木） 13：30～15：30
- 場 所 じばさん三重（地場産業振興センター）2F研修室4
- 主 催 一般社団法人 三重中小企業経営者協会
- 参加申込 郵送・FAX・電話にて11月24日（木）までにお申し込みください
一般社団法人 三重中小企業経営者協会
〒510-0001 四日市市八田1丁目13-17
TEL 059-334-7807 ・ FAX 059-334-7808
- 参加費用 無料です

-----キリトリ-----
セミナー参加申込書

事業所名		
所在地・ TEL&FAX	TEL:	FAX:
参加者氏名		

本参加申込書は個人情報保護法の規定に基づき、使用目的以外には使用しません。